

様式第1号

景観評価リスト

| | | | |
|-------|--------------|--------|-------------|
| 事業所管課 | 鳥取県鳥取県道整備事務所 | 事業担当氏名 | 道路都市課 上根 啓志 |
|-------|--------------|--------|-------------|

1 事業概要

| | | | |
|-------|---|-------------------------------|---|
| 事業名 | 県道鳥取空港賀露線道路改良事業 | | |
| 事業箇所 | <input type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（ <input type="checkbox"/> 自然公園区域（ <input type="checkbox"/> ） <input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input checked="" type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（鳥取市）（ <input type="checkbox"/> ） | 事業の種類 事業期間 事業規模 事業目的 | 道路の整備 平成27年度～平成29年度 計画延長：L=1580m 幅員：全幅W=10.50m（車道幅：8.00m、歩道幅：2.5m） 当事業は、鳥取砂丘コナン空港と鳥取港の両港の持つ賑わいの場としての機能を最大限活かし、ツインポートとしての相乗効果により一体感のある賑わい拠点とするため、両港を最短距離で結ぶ連絡道路を整備し、アクセス性の向上を図るものである。 |
| 事業の種類 | | | |
| 事業期間 | | | |
| 事業規模 | | | |
| 事業目的 | | | |

2 周辺の景観特性等に関する状況

| | |
|--|--|
| (1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向 (①～③のいずれかを選択して記入) | |
| ①整備する施設が視点場となる場合 | |
| ②整備する施設が主対象になる場合 | |
| ③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合 | |
| <p>【景観特性及び景観資源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の起点側では、鳥取空港と耕作地が広がる。 ・道路の終点側では、マツを中心とした防砂林が広がる。また、道路の右側には宅地が広がる。 <p>【景観形成の基本的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形の改変を極力抑え、周囲の防砂林や耕作地と景観の調和を図る。 ・終点部では、道路と宅地が隣接しすぎると、お互いの眺望を損ねる可能性があるため、適度な離隔を取る。 | |
| (2) 特に配慮する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・終点部における道路の平面線形調整 ・法面の緑化 | |

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

| 項目 | 公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項） | 具体的対応 |
|---------------|---|--|
| 位置 ・ 規模 | <input type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。 <input type="checkbox"/> 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。 <input type="checkbox"/> 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。 | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。 <input checked="" type="checkbox"/> 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。 | 終点部は、道路と宅地の離隔を確保し、間に自然緑地空間を挟む。 施工範囲は、施工上の必要最小限の範囲とし、農地の分断及び地形の改変を極力抑える。 |

| 形態 ・ 意匠 | <p>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</p> <p>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</p> <p>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法面は、維持管理の低減を図るため規定長を防草コンクリート張りとするが、それ以外は、植生工による緑化（在来種）を行うことで、周辺景観との調和を図る。 ・防護柵は、透過性のよいガードパイプを基本とする。 ・構造物は、部材のスリム化により、景観への影響を最小限に抑える。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|---|--------|--|--|----------|---------|--------|----------|-----|-----|-----|----------|-----|-----|-----|---------|-----|-----|-----|---|
| 色彩 | <p>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p>□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</p> <p>□ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</p> <table border="1" data-bbox="430 682 879 1019"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩 度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p> <p>□ ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法—三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p> | 有彩色の色相 | 彩 度 | | | 景観形成重点区域 | 自然公園の区域 | その他の区域 | 0.1R～10R | 2以下 | 2以下 | 4以下 | 0.1YR～5Y | 4以下 | 4以下 | 6以下 | 上記以外の色相 | 2以下 | 2以下 | 2以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・法面は、植生工による緑化（在来種）を行うことで、周辺景観との調和を図る。 ・舗装は、現道との連続性を考慮し、アスファルト舗装（無彩色）とする。 ・防護柵の色彩は、「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」に準じ、ダークブラウン（マンセル値10Y2.0/1.0程度）とする。 |
| 有彩色の色相 | 彩 度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 景観形成重点区域 | 自然公園の区域 | その他の区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.1R～10R | 2以下 | 2以下 | 4以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 0.1YR～5Y | 4以下 | 4以下 | 6以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記以外の色相 | 2以下 | 2以下 | 2以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 特記事項 【具体的対応について】

- ・特になし

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、該当部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。